

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会報告書

平成30年2月27日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

副委員長 山本恒道

平成30年2月27日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	概 要
1 旧アルファビゼンの疑惑に関する調査について ① 次回の委員会について ② 記録の提出について ③ 証人の出頭要求について	継続調査	—

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会記録

招集日時	平成30年2月27日（火）		本会議（定例会初日）散会后
開議・閉議	午前11時44分	開会 ～	午後0時16分 閉会
場所・形態	委員会室A B	会期中（第1回定例会）の開催	
出席委員	副委員長	山本恒道	
	委員	尾川直行	橋本逸夫
		田口健作	津島 誠
		掛谷 繁	守井秀龍
		立川 茂	西上徳一
		山本 成	石原和人
		森本洋子	星野和也
欠席委員	委員長	川崎輝通	
遅参委員	なし		
早退委員	なし		
列席者等	議長	鶴川晃匠	
参考人	なし		
証人	なし		
説明員	なし		
事務局	議会事務局長	草加成章	事務局次長 入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査 青木弘行
傍聴者	報道関係	あり	
	一般傍聴	なし	
審査記録	次のとおり		

午前11時44分 開会

○山本（恒）副委員長 皆さん、おはようございます。

本日、委員長が都合により欠席しておりますので、委員会条例第12条第1項の規定により、副委員長の私が委員長の職務を代行させていただきます。

ただいまの御出席は13名です。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を開会いたします。

初めに、傍聴の取り扱いについてですが、本日の会議につきましては一般、報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は委員会室Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。そのように決定します。

また、報道関係者から申し出を受けております写真撮影、録音及び録画は許可しております。

次に、本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますのでごらんください。

昨日開催いたしました幹事会において、本日御決定をいただく記録の提出及び証人の出頭要求案をお手元に配付しておりますので、ごらん願います。

本日の委員会は、これから順次お諮りしますのでよろしくお願いたします。

まず、証人の出頭請求等の関係で、次回の委員会開催日についてお諮りいたします。

今回は、3月13日火曜日午後1時30分から開催することによろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、次回の委員会は3月13日午後1時30分から開催することに決しました。

次に、幹事会において協議された記録の提出案について、御意見があればお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、本案を採決いたします。

まず、田原隆雄氏に対する記録の提出につきましては、記載のとおり決定することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、田原隆雄氏に対する記録の提出につきましては、記載のとおり決しました。

次に、備前市長に対する記録の提出につきましては、記載のとおり決定することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、備前市長に対する記録の提出につきましては、記載のとおり決定いたしました。

次に、備前市代表監査委員に対する記録の提出につきましては、記載のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、備前市代表監査委員に対する記録の提出につきましては、記載のとおり決定いたしました。

次に、幹事会において協議されました証人の出頭要求案について、御意見があればお受けいたします。

〔「内容がわからん」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午前 11 時 49 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

○山本（恒）副委員長 委員会を再開いたします。

ないようですので、証人の出頭要求につきましてをお諮りいたします。

中島和久氏に対する証人の出頭要求につきましては、記載のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、中島和久氏に対する証人の出頭要求につきましては、記載のとおり決定いたしました。

（西上徳一委員 退室）

次に、西上徳一氏の対応について御協議願います。

幹事会において、本特別委員会における調査の発端となった西上徳一氏の内部情報資料流出に関する一般質問に至る経緯について、御本人からその入手経路等を証人として出頭請求の上証言を求めるべきであるという意見と、参考人として招致し意見を聴取することでよいと意見が分かれ、本日の委員会で諮ることとなったものであります。

つきましては、各委員の御意見があれば発言を許可します。

守井委員。

○守井委員 今の話の中で、西上の証人または参考人ということなんですけれども、既に内部文書はどなたから塚元さんがもらって、その塚元さんからもう出しておるといような話は本人からされとるわけでしょう。ですから、そういったことはもう必要ないんじゃないのかなと。なぜその、もう出しておるわけですから、必要なことは、文書が流出したところがどこであるか、あるいはどういう経路で出てきたかということが本来の文書流出の調査であって、既にもう流出されたところはおっしゃってるわけですから、どこからということをやるのが本来の百条じゃないのかなと思うんですけど、そのあたりはいかがなんでしょうか、理由は。幹事会のほうで何か話が出ましたかね。

○山本（恒）副委員長 幹事会のほうでは、先ほど言ったように証人とするか、参考人にするか、この協議会で諮るような話が。

守井委員。

○守井委員 だから、そうなんですけど、もう既に文書流出したということは私がまきましたと、50カ所、60カ所に配布しましたという話が出ているわけですから、改めてそこを調査する必要はないんじゃないかと。要するに内部文書が流出したのがどういう経路かということが必要になってくるのではないのかということをおもうんですけども、そういう点の話が、異議がなかったんですかね、質疑は。どなたかでも回答があれば。

○山本（恒）副委員長 橋本委員。

○橋本委員 それらをどなたから入手したかどうかというようなことも含めて、やはりこの正式な百条委員会でそれを証言してもらわんと後々のことにつながりませんので、ただ風聞に聞く、ああ、誰からもろうた、かれからもろうたというようなことをうわさだけで聞くんじゃないかって、正式に委員会に来てもらってそれをみんなの前でお尋ねして答えてもらう、それが私は必要だろーと思います。

以上です。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 まあ事情は幹事会のほうで話をされたことなんで諮ってはいただかざるを得ないかと思っておりますけれども、私は必要ないんじゃないかなという考え方の中でそういう発言をさせてもらいました。

○山本（恒）副委員長 田口委員。

○田口委員 この前、委員会の進行のために幹事会にお任せしますというて話をしたときに、どなたも異存がなかったんですよ。それを幹事会の提案をまた覆すような発言は、私は断じて許されないと。だから、証人なんか参考人なんかということで幹事会がここに提案されたんだから、その件について進めてください。

○山本（恒）副委員長 ほかに意見はありませんか。

掛谷委員。

○掛谷委員 幹事会で、私は必要はないということは申し上げました。ただ、それが分かれた意見みたいになって、委員長がどっちか言えばはっきりしたような形で、委員長がいうたら悪いんですけど。それで証人なのか、証人喚問か参考人かという話が出てきた中では、確かに参考人としてというようなところへ落ちついたことは事実です。ただし、私は最初から必要はないというふうには申し上げております。

〔「ちょっと委員長、休憩してください」と呼ぶ者あり〕

○山本（恒）副委員長 暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

午後 0時08分 再開

○山本（恒）副委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより西上徳一氏に対する対応についてお諮りいたします。

まず、参考人として招致することをお諮りし、それが否決された場合は、証人として出頭請求

することをお諮りします。

いま一度申し上げます。

まず、西上徳一氏を参考人として招致することにてお諮りします。それが否決された場合は証人として出頭請求することについてお諮りいたします。

まず、西上徳一氏を参考人として招致することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、参考人として招致することは否決されました。

参考人として招致することが否決されましたので、証人として出頭請求することについて採決をいたします。

西上徳一氏を証人として出頭請求することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、西上徳一氏を証人として出頭請求することに決まりました。

この際暫時休憩をいたします。

午後0時11分 休憩

午後0時14分 再開

○山本（恒）副委員長 それでは、委員会を再開いたします。

西上徳一氏に対しての出頭要請につきましては、証人として3月13日14時30分からです。

証言を求める事項は、入入手経路についてでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、御異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

なお、これまでの関係人の住所、氏名、調査事項を含めまして、整理につきましては副委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に提出する際の関係人の住所、氏名、調査事項を含めまして、整理につきましては副委員長に御一任いただくことといたします。

以上で本日の旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでございました。

午後0時16分 閉会